

入院・入居・旅行などに必要な
「身元引受保証人」で
お困りの方に

引き受けます！「家族の役割」
いつかくる「その時」まで



任意後見・生前契約受託機関

NPOリすシステム

E-mail liss-system@seizenkeiyaku.org

URL <http://www.seizenkeiyaku.org/>

リすシステム

検索

お問い合わせなどはこちらへ



0120-889-443

発行：2020年7月

任意後見・生前契約受託機関 **NPOリすシステム**

「保証人が必要」と言われて 悩んだことはありませんか？

高齢者施設や 病院に入るときに

- ☐ 1人で暮らしている
- ☐ 家族や親族と疎遠である
- ☐ 子どもや親族に負担をかけたくない

高齢者施設や病院に 入ってから

- ☐ 入居・入院の時に手伝いがほしい
- ☐ 病気やけがの時に面倒を見てくれる人がいない
- ☐ 認知症になったら世話をしてくれる人がいない
- ☐ 手術の立会い、付添いをしてほしい



誰にでも訪れる 「その時」

- ☐ 葬儀・納骨をしてくれる人がほしい
- ☐ 自分の死を子どもや親族に知らせしてほしい
- ☐ 家の片づけなどをしてくれる人がいない
- ☐ 財産の整理を信頼できる人に託したい



高齢者施設に入るとき、「入居手続き・引越し」
病気になったときの「病院付添い・買い物」や「手術立会い」
人生を締めくくる「葬儀」「部屋の片づけ」など
公正証書契約で『家族の役割』を担うしくみ

それが、NPO りすシステムの 「総合保証パック」

いつかくる「その時」まで、あなたをしっかり支えます

りすシステムの5つの安心 — 生前契約のパイオニア —

1 公正証書による契約

りすシステムの契約は「公正証書」を主とした契約です。公正証書とは公証人（法務大臣が任命した特別な公務員）が作成する公文書です。生前契約は、その人の生涯にわたる大切な契約ですから、証明力と信頼性に優れた公正証書による契約をしておくことで、いざという時、りすシステムが依頼されたことを確実に実行します。

2 決済機構

りすシステムがサービスを提供し預託金からその費用を請求した時、NPO日本生前契約等決済機構（略称：決済機構）が内容を確認してから費用が支払われます。また利用者が亡くなった後も、決済機構が、りすシステムがきちんと仕事をしたことを確認し、かかった費用が支払われます。このように、決済機構はりすシステムが行った仕事についての「チェック機関」の役割を果たします。

3 預託金

預託金とは、いざという時に備えてあらかじめ準備しておくお金です。例えば急な入院の時などに利用し、後に預託金から精算します。預託金が足りなくなったら補充していただきます。また、その預託金の管理は決済機構が行います。

4 万一、認知症になっても大丈夫

90代の3人に2人が認知症になると言われています。超高齢社会を迎えた日本では誰もがそのリスクを抱えています。また脳障害等で突然寝たきりになることも。そんな事態に備えるのが「任意後見契約」です。将来、判断力が低下した時のために、りすシステムが自分の後見人になるように予約しておく契約です。万一認知症等になっても安心して生活を送ることができるよう、サポートしていきます。

5 24時間365日つながります

いざという時はいつやってくるかわかりません。
「りすセンター・新木場」に設置している緊急コールセンターは24時間365日つながります。
必要に応じてりすシステムのスタッフが緊急事態に対応します。

引き受けます！「家族の役割」 総合保証パック



- 入院や入居時に必要な身元引受保証人でお困りの方におすすめのプランです
- 5つの契約によって「家族の役割」をりすシステムがお引き受けします
- 申込金100万円～で契約を締結したら身元引受保証が受けられます

申込み手続きの流れ

1

申込み

- りすシステムへ以下の書類を送付
 - ・「総合保証パック」申込書・事務履行に必要な事項申出書
 - ・住民票（本籍地記載のあるもの）
 - ・戸籍謄本
 - ・印鑑登録証明書
- 総合保証パック申込金納付

2

契約締結

- 公証役場にて、生前契約基本契約・生前事務委任契約・任意後見契約・死後事務委任契約・負担付死因贈与契約を締結
- 契約の日から身元引受保証の利用が可能

3

後日面談

- 死後事務についての打合せ、りすシステムへの提出書類の作成
- 希望により公正証書遺言作成のご相談

5つの契約で 切れ目のないサポートを実現

りすシステムでは、5種類の**契約書・公正証書**(※1)であなたの安心をより確実なものにします

1

生前契約基本契約

2

生前事務委任契約公正証書

- 高齢者施設入居や入院時の身元引受保証だけでなく、通院や入退院時の付添い、手術の立会いなど、生活の中で助けがほしいときに、お手伝いをするための契約です。

3

任意後見契約公正証書 (※2)

- 認知症等で十分な判断ができなくなったとき、りすシステムが任意後見人として契約の代理、日常生活の支援、生活費の管理などをお手伝いします。

4

死後事務委任契約

5

負担付死因贈与契約公正証書 (※3)

- 火葬から納骨、家の片づけなど死後に必要な事務をりすシステムが責任を持って行います。その実費を死後にりすシステムに支払う契約です。

- ※1 公正証書：裁判官や検察官を務めた法律家で、法務大臣に任命された「公証人」が作成する公文書
- ※2 任意後見契約：2000年に整備された制度。判断能力が不十分になったときに備え、あらかじめ介護契約の代理などを託す人を決めておく契約
- ※3 死因贈与：人が亡くなったことを条件に、財産を贈与すること

総合保証パック申込金の内訳

200万円コース	金 額	150万円コース	金 額
① 登録申込金	5万円	① 登録申込金	5万円
② 分担金	15万円	② 分担金	15万円
③ 事務手数料	3万円	③ 事務手数料	3万円
④ 生前事務に必要な費用の預託金 ※	77万円	④ 生前事務に必要な費用の預託金 ※	27万円
⑤ 死後事務に必要な費用の預託金 ※	100万円	⑤ 死後事務に必要な費用の預託金 ※	100万円
合 計	200万円	合 計	150万円

100万円コース	金 額
① 登録申込金	5万円
② 分担金	15万円
③ 事務手数料	3万円
④ 生前事務に必要な費用の預託金 ※	17万円
⑤ 死後事務に必要な費用の預託金 ※	60万円
合 計	100万円

※りすシステムが行うサービスにかかわる費用を事前にお預かりします。皆さんからお預かりする預託金は、別組織であるNPO日本生前契約等決済機構(P.3参照)が管理します。実際に使われた分だけ、同機構のチェックのもとでりすシステムに支払われます。安心と信頼を確実なものにするための独自のシステムです。

総合保証パック申込金の内訳 各項目の説明

- ① りすシステムと日本生前契約等決済機構に利用登録するための金額です。
- ② りすシステムと日本生前契約等決済機構の運営のため、ご負担いただきます。
- ③ お申込みまでの書類作成費用や手数料となります。
- ④ 生前事務(入院や入居の保証・サポート等、生前にりすシステムが提供するサービス)のための預託金です。急な入院など万一の時のために預けていただく金額です。
公正証書契約締結時に公証役場へ支払う金額(約7万円)を含みます。
- ⑤ 死後事務(8～9ページの基本型死後事務50万円+★荷物・住居の片づけ費用・諸手続)のために預けていただく金額です。
★荷物・住居の片づけ費用の目安(状況によって変更になることもあります)
ワンルーム18㎡程度 … 10万円 ・ ワンルーム25㎡程度 … 20万円
40㎡程度(2DK) … 30万円 ・ 60㎡程度(3LDK) … 40万円

申込み手続きについて

- ① 「総合保証パック」申込書・事務履行に必要な事項申出書に必要事項を記入して下さい。
- ② 戸籍謄本・住民票(本籍地記載のあるもの)・印鑑証明書を用意して下さい。
- ③ 上記①、②を封筒に入れ、投函(切手は不要)してください。
- ④ 「総合保証パック申込金」を納付して下さい。
 - ・郵便局から送金の場合 … 払込用紙を切り取り線から切り取って使用してください。
 - ・銀行から送金の場合 …… 下記口座へ送金して下さい。

※振込手数料はご自身でご負担をお願いします。

送金先 三井住友銀行 麹町支店 普通預金8590400
名義:トクヒ リスシステム アズカリグチ

送金先 三菱UFJ銀行 神保町支店 普通預金0248694
名義:トクティヒエイリカツドウハウジン リスシステム アズカリグチ

契約後に必要な費用

	金 額	
年会費	月額 1,000円 年間12,000円	
サポートに関する費用 ※現地までの移動時間は含みません。 ※6時間を超えるサポートは追加費用がかかります。	1日(6時間程度)	2名対応 …15,000円 1名対応 …10,000円
	半日(3時間以内)	2名対応 … 7,500円 1名対応 … 5,000円
	+ 各支部からの往復の交通費実費	
事務手数料	入院・入居等身元引受保証の依頼:5,000円/件 緊急連絡先の依頼:3,000円/件	

- ・年会費は、年払、口座振替でご納付いただきます。
- ・サポートに関する費用・事務手数料のお支払方法は、その都度現金払いのほか、預託金からの支払い、口座引落しもできます。

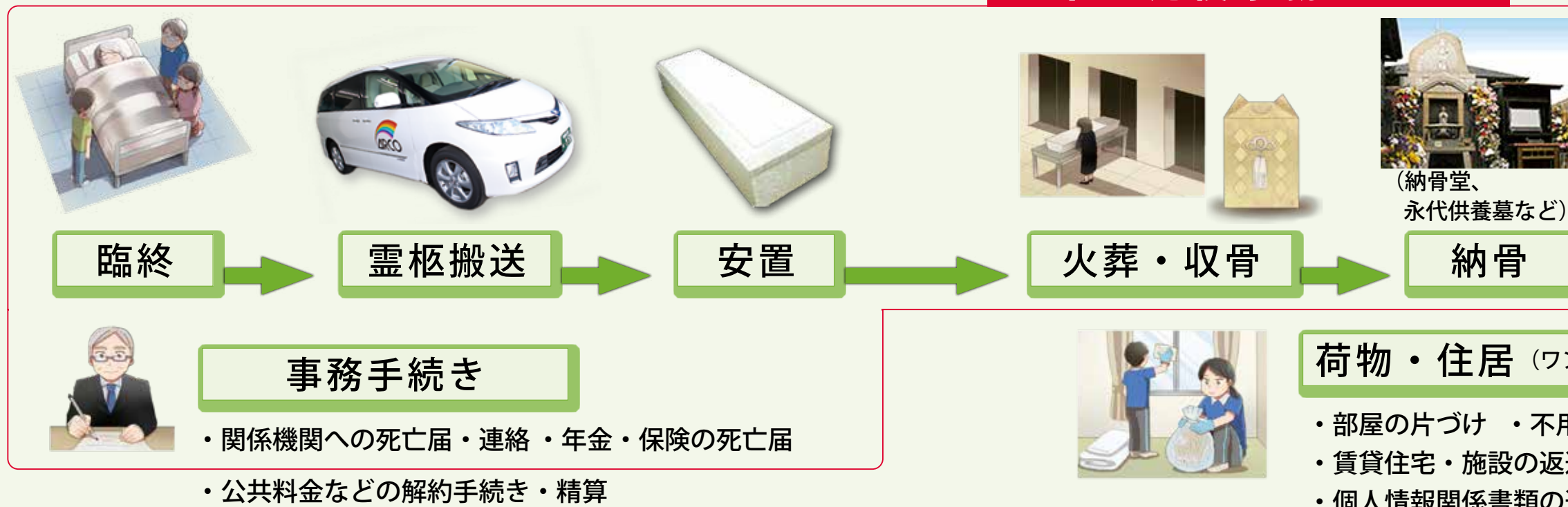
【りすシステムご利用上の注意点】

1. 緊急通報装置等の設備が付帯していない住宅の身元引受人・連帯保証人及び緊急連絡先の受託要件として、セコム株式会社等が提供する安否見守りサービスを導入することが必要です。
2. 「総合保証パック」申込書・事務履行に必要な事項申出書に加えて、下記の書類をご提出ください(後日面談の時で構いません)。
 - ・企画書: りすシステムに依頼したい死後事務の内容をご記入いただく書類です。
 - ・医療上の判断に関する事前意思表示書: 終末期医療についてのご希望をご記入いただく書類です。
 - ・諸手続参考資料表: 年金や保険、取引金融機関、ライフライン等の連絡先をご記入いただく書類です。
 - ・後見ノート: 認知症等になった場合の「生活のあり方」についてのご希望をご記入いただく書類です。
3. サポート業務はりすシステム監理のもと、必要に応じて協力団体に依頼します。

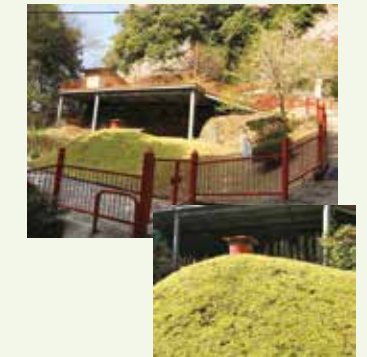
死後事務の内容例

標準的な死後事務

価格変動などへの対応分を含め、およそ 100 万円程度です（基本 50 万円を含む）。
死後事務完了後に精算し、余剰金をご指定の方へ返金します



基本型死後事務（50 万円）



（納骨堂、
永代供養墓など）

ご希望通りに納骨できない場合、りすシステム提携の合葬墓に埋葬いたします

その他の死後事務

〈別途費用が必要です〉

葬儀・告別式

棺、祭壇、死装束、供花



宗教儀礼

読経、戒名の授与



納骨

石工の手配
遠隔地への納骨



ペットの処遇



荷物・住居

- ・荷物が多い場合
- ・エレベーターなしの場合など



デジタル記録の消去



撒骨



生前事務の内容例

りすシステムでは、生活の中で一人では解決できないことをお手伝いします。身元引受保証や各種の生活支援、また、認知症等で判断力が低下した後は、りすシステムが任意後見人となって生活をサポートします。

※サポートを受ける際は費用がかかります。7ページを参照ください。

保証に関すること



身元引受保証や
緊急連絡先の受託



入院・手術の立会い



病状説明に同席



医療上の判断の支援



就職の
身元引受保証



日常生活・療養看護



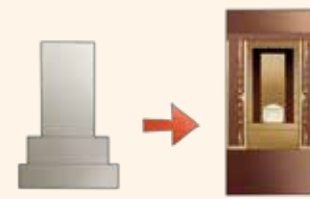
通院の付添い



セコムによる
日常生活の見守り



介護認定の立会い
ケアプランの作成



墓の管理・掃除
墓じまいの相談・支援



高齢者施設等への
住替えの相談
施設見学の付添い



引越しや家の片づけ
不動産の管理、売却等の
相談・支援



外出・旅行・買物
付添い



親族の生活支援



認知症等で判断力が
低下した際の
任意後見人受託

定期刊行物

りす倶楽部

(年10冊発行)

各分野の専門家の方に寄稿いただく読み物、りすシステム支部活動記、各種イベントや相談会のスケジュール、イベントの写真、皆さんからのお便りなどを掲載しています。



ARCO (アルコ) 通信

(季刊、年4冊発行)

りすシステム関連団体のイベント情報や報告記事を掲載しています。

※ARCO…スペイン語arcoiris「虹」が由来。

あの世とこの世の架け橋となるようにとの願いを込めています。



誕生日カード

お誕生月に「誕生日カード」「確認シート」をお送りします。「確認シート」は、皆さんの近況や体調をお尋ねするシートになっていますので、皆さんからのご返信をお待ちしています。ご返信がなかったり、シートの内容で気になることがあれば、りすシステムからご連絡します。



確認シート

見守り訪問

「見守り訪問」を希望される方には、年1回、りすシステムのスタッフがご自宅などに訪問します。日々の暮らしでの困りごと、気になることなどご相談ください。見守り訪問のお申し出は、「誕生日カード」に同封している「確認シート」で申込みができます。見守り訪問は無料です。



各種イベント・相談会

利用者同士の交流会・親睦会

新年会、お花見、水彩展鑑賞会、各地の名所散策、ランチ会、お茶会など、バラエティに富んだ内容です。



なんでも談話室 談話サロン

時間内なら出入り自由のオープンなおしゃべり、情報交換の場です。毎回、様々な話題で盛り上ります。

暮らしの よろず相談会

住替え、リフォーム、不動産売却、お墓のこと等のご相談をはじめ、日常の暮らしの中の、ちょっとした困りごとに、専門のスタッフがお答えします。



法律相談

無料で弁護士に相談できる貴重な機会です。



ニュージーランド 撒骨の旅

撒骨の旅を開催しています。



あなた（利用者）を支える 契約家族（りすシステム）の姿

あなたを取り巻く多種多様な機関との間をつなぐ役割＝りすシステム



NPO りすシステム

●組織の概要

1993年秋、生前契約は「Liss（りす）システム」（Living・Support・Service・システム）として産声をあげました。動機は『もやいの会』の会員から、葬儀など死後のこと、生前に必要な入院や、高齢者施設入居の保証人などを引き受けて欲しい、という切実な要望があったからです。

創設以来、着実に実績を積んで、2000年2月には、契約により行った仕事の確認とお金の支払い役として『NPO日本生前契約等決済機構』を設立し、同年11月、「りすシステム」は生前契約の受託機関としてNPOに組織変更しました。その結果、一段と活動の範囲も業務の質も向上し、今日に至っています。

【名称】特定非営利活動法人 りすシステム

【主たる事務所】東京都豊島区巣鴨5丁目35番37号

【本部】東京都千代田区九段北1丁目4番5-5階

【支部】札幌、仙台、名古屋、大阪、広島、松山、福岡、大分

【役員構成】代表理事：杉山 歩（理事9名） 監事：清水 勇男、岩下 宣子

●めざすもの

最後まで自分らしく生き、自己責任で死の準備をする「21世紀型の社会保障システム」です。2000年4月「任意後見契約に関する法律」が施行されたことにより、「生前」「任意後見」「死後」の3つの契約によって、「生きているとき」から「万一、判断能力をなくしたとき」、そして「死を迎えたとき」までの一貫したサポートができるようになりました。価値観の多様化に対応し、いつでも、どこでも、誰もが安心して利用できる「生前契約」という新しいライフスタイルの提案です。

●活動の内容と役割

1. これまで家族が担っていた、日々の暮らしの中で人が生きていくために自分ではできないことの支援
2. 高齢者施設や賃貸住宅の入居保証、病院等の入院・手術立会い等の身元引受保証
3. 認知症などで正常な判断ができなくなったときのサポート（任意後見契約・法定後見人の受託）
4. 死後に発生する様々な仕事や事務処理の引受け（葬儀の主宰や家族への支援を含む）
5. その他

●その他の活動（地球に恩返し森づくり事業部）

2009年以降、「地球に恩返し森」（大分県由布市庄内町）づくりを通して、様々な環境保護運動をしています。

「地球に恩返し森」イメージキャラクター しんのちゃん

りすシステム関連団体

もやいの会

1990年設立。様々な事情でお墓の維持に困っている人、入る墓のない人に「家族」「血縁」「宗教」「国籍」などの垣根を超え、自らの意思で「終のすみか」を決めておき、死後納骨できる合葬墓「もやいの碑」を運営しています。生前から「死後のすみか」を同じくする人々の仲間づくりの活動をしています。

注意事項

【サポート開始時期について】

契約締結日より、各種サポートの利用が可能になります。

【クーリング・オフについて】

総合保証パック申込金のお払込みの日から、その日を含めて14日以内であれば、書面によるお申出により、お申込みの撤回およびお支払いいただいた申込金・分担金・預託金を全額返金します。ただし、14日以内であっても、契約締結後は全額返金できませんのでご注意ください。契約締結後は契約の解除(解約)の手続きとなります。

【サポートができない場合について】

1. 預託金が不足した場合

(1) 生前事務は預託金の範囲内で行います。そのため、ご希望するサポートが預託金の金額を超える場合はサポートができないか、または預託金の範囲内でのサポートになります。

※生前事務のための預託金の金額が10万円を下回った場合には、ご連絡しますので補充をお願いします。

(2) 死後事務は、私のおぼえがきで決められた予算額の範囲で行います。預託金は、予算額の全額をお預かりするか、一部(60万円～)をお預かりするか決めていただきます。亡くなった時点での預託金残金の合計が予算額を下回った場合、公正証書遺言または死因贈与契約公正証書により、遺産から支払っていただきます。預託金が多い場合、予算額を超えた分は遺産となります。

※万一、不足額の支払を受けることが困難であると予想された場合は、預託金の範囲内で死後事務を行うことになります。

2. 天変地異もしくは戦争の勃発、感染症の蔓延等の不測の事態が生じた場合

天変地異もしくは戦争の勃発、感染症の蔓延等の不測の事態が生じたとき、または、それらの事態が予見されるとき。

暴力団等反社会的勢力排除宣言

りすシステムは、自立自戒・清廉潔白を旨として、地域社会に対してより一層の安全・安心を提供できるよう、暴力団等反社会的勢力とは一切の関係を遮断し、一切の取引を行わず、それらの勢力からの不当な要求は断固拒絶するものとします。

【契約の解除について】

(1) 利用者からの解除

利用者は、生存中に限りご本人の意思でいつでも契約の解除をすることができます。

ただし、解除には公証人の認証が必要です。(費用はご本人の負担となります)

(2) りすシステムからの解除

次の事態に至り、りすシステムが任意後見人になることが困難であるとき、または、その他やむを得ない事情があるときに限り、「決済機構」の同意を得たうえで契約を解除することができます。

・利用者の判断力が著しく低下したと、りすシステムが判断し、利用者に速やかに医師の診断をうけるよう促したにも関わらず、利用者が拒んだ場合

・利用者自身または他人の生命、財産等に危害を及ぼしたり、危害を及ぼすおそれがあるとりすシステムが判断し、利用者の行為の制止や、利用者を保護しようとしたにも関わらず、利用者が拒んだ場合

・利用者がりすシステムの事業を著しく妨害し、その信用を棄損するような行為をした場合

【契約の終了について】

下記に該当する場合、契約は終了します。

(1) 契約が解除されたとき

(2) りすシステムが解散したとき

(3) 利用者またはりすシステムが破産手続き開始決定を受けたとき

(4) りすシステム以外の者が利用者の成年後見人、保佐人、補助人または任意後見人に選任されたとき

(5) 任意後見契約に関する法律の定めに従い、りすシステムが任意後見人を解任されたとき

(6) 利用者が死亡したときは、生前事務委任契約および任意後見契約は終了し、死後事務委任契約の効力が発生します。

【契約が終了したときの返金について】

契約が終了した場合、以下の通り返金します。

(1) 総合保証パック申込金お払込み日から14日を超え、契約締結前に解約のお申出があった場合

・事務手数料3万円 ・預託金 ・未経過分の年会費

※公証役場でキャンセル料が発生する場合はご負担いただきます。

(2) 契約締結後に解約のお申出があった場合

・預託金の残余额 ・未経過分の年会費

※公正証書契約の解除に伴う諸費用をご負担いただきます。

全国に広がるりすシステムのネットワーク

中国支部〈広島〉

Tel 082-568-1585
Fax 082-568-1598

〒732-0052広島県広島市東区
光町2-4-4 セレニティ光601号

〈最寄駅〉 JR「広島駅」
新幹線口から徒歩 10 分

九州支部〈福岡〉

Tel 092-738-2718
Fax 092-738-2719

〒810-0042福岡県福岡市
中央区赤坂1-12-2
赤坂高喜ビル401号

〈最寄駅〉 地下鉄空港線
「赤坂」駅 徒歩 3 分

大分支部〈大分〉

Tel 097-538-6263
Fax 097-538-6267

〒870-0023大分県大分市
長浜町3-15-19
大分商工会議所ビル3階8号

〈最寄駅〉 JR「大分」駅より
バス 10 分 バス停「舞鶴町」
下車 徒歩 3 分

主たる事務所（登記住所）
〒170-0002 東京都豊島区巣鴨 5-35-37

西日本支部〈大阪〉

Tel 06-6809-2289
Fax 06-6809-7790

〒530-0044大阪府大阪市北区
東天満1-10-14
MF 南森町2ビル4階

〈最寄駅〉 地下鉄谷町線
「南森町」駅 徒歩 7 分
JR 東西線「大阪天満宮」駅
徒歩 4 分

四国支部〈松山〉

Tel 089-933-5670
Fax 089-933-5685

〒790-0004愛媛県松山市
大街道3-5-4シャトー美紀303

〈最寄駅〉 伊予鉄道城南線
「大街道」駅 徒歩 10 分

北日本支部〈仙台〉

Tel 022-797-2072
Fax 022-797-2073

〒980-0021宮城県仙台市
青葉区中央2-7-30 角川ビル606

〈最寄駅〉 JR「仙台」駅 徒歩 5 分
「あおば通」駅 徒歩 3 分
仙台市営南北線「広瀬通」駅
徒歩 2 分

本部・東日本支部〈東京〉

Tel 0120-889-443
Fax 03-3511-3278

〒102-0073 東京都千代田区
九段北1-4-5
北の丸ガラスゲート5F

〈最寄駅〉 東西線・半蔵門線・都営
新宿線「九段下」駅
徒歩 3 分
JR・東西線・南北線・有楽町線・大
江戸線「飯田橋」駅
徒歩 10 分

中部日本支部〈名古屋〉

Tel 052-569-2254
Fax 052-569-2274

〒450-0002愛知県名古屋市
中村区名駅2-28-9
名駅ブライトビル503号

〈最寄駅〉
JR「名古屋」駅 徒歩 10 分

北海道支部〈札幌〉

Tel 011-756-4165
Fax 011-756-4166

〒001-0024
北海道札幌市北区北二十四条
西3-1-7 商工センタービル6階

〈最寄駅〉 札幌市営地下鉄
南北線「北 24 条」駅 徒歩 1 分

西東京ブランチ〈埼玉〉

Tel 03-5275-1311
Fax 04-2935-7480

〒359-0024 埼玉県所沢市
下安松443-32

〈最寄駅〉
JR 武蔵野線「新秋津」駅
徒歩 10 分
西武池袋線「秋津」駅北口
徒歩 10 分

りすセンター・新木場〈東京〉

Aiセンター・新木場〈東京〉

Tel 0120-373-959 (りすセンター)
Tel 0120-980-235 (Aiセンター)
Fax 03-3522-5677

〒136-0082
東京都江東区新木場4-6-13

〈最寄駅〉 有楽町線・京葉線・高速
りんかい線「新木場」駅より
バス 8 分 バス停「東千石橋」
下車徒歩 5 分



2020 年 9 月 15 日

正 誤 表

「総合保証パック」パンフレット（2020 年 7 月版）について、下記の通り追加・訂正させていただきます。大変申し訳ございません。

記

●7 ページ目 契約後に必要な費用

費用の一覧表の下に、以下の文章を追加します。

- ・家庭裁判所の審判により任意後見監督人が選任され、りすシステムが任意後見人に就職した後、月額 3,000 円の任意後見人報酬が必要となります。

●16 ページ目 注意事項 【サポートができない場合について】

《誤》

- （2）死後事務は、私のおぼえがきで決められた予算額の範囲で行います。預託金は、予算額の全額をお預かりするか、一部（60 万円～）をお預かりするか決めていただきます。
（以下略）

《正》

- （2）死後事務は、私のおぼえがきで決められた予算額の範囲で行います。預託金は、予算額の全額をお預かりします。（以下略）

以上

NPO りすシステム